

## 建設工事に係る補助金の審査等に関する取扱要綱

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 9 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設工事に係る補助金について、北見市補助金等交付規則(平成 18 年規則第 67 号。以下「規則」という。)における、審査等の事務の取扱いに関し必要な事項を定め、もって補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(補助金等交付申請に係る添付書類)

第 2 条 申請に係る添付書類は、規則第 3 条第 1 項に掲げる書類のほか、工事内訳書、設計図書等とする。この場合、入札を行ったと認められる書類又は、入札によらないものについては 2 人以上のものから徴した工事見積書を添付するものとする。

2 前項の場合において、特に市長が認めたものについてはこの限りでない。

(補助金交付申請内容の審査)

第 3 条 補助補助金交付申請等の審査は、当該補助事業を所管する課等(以下「所管課」という。)において行うものとする。ただし、工事内訳書及び設計図書等の審査のうち技術審査については、設計金額 300 万円未満は次に掲げる課(以下「技術審査担当課」という。)に、300 万円以上は工事検査主幹が行う。

- (1) 建築工事にあつては建築課長
- (2) 土木工事にあつては土木課長
- (3) 区画整理工事にあつては都市計画課長
- (4) 上記以外の工事にあつては工事検査主幹が指定したその技術を所掌する課等

2 次に掲げるものにあつては、前項における技術審査を必要としない。

- (1) 入札を行った建設工事に係る工事内訳書
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項により建築主事等による確認を受けなければならない建設工事に係る設計図書等

3 第 1 項の審査にあたり、必要があると認めるときは、申請者に第 2 条第 1 項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金交付申請内容の変更審査)

第 4 条 補助対象事業の内容変更審査については、前 2 条に準ずるものとする。

(工事完了確認検査)

第 5 条 所管課は、工事完成届を受理したときは、速やかに技術審査担当課及び工事検査主幹に報告するとともに検査依頼を行い、依頼を受けた当該建設工事の完了確認検査を行うものとする。

2 工事完了確認検査は、設計金額 300 万円未満は技術審査担当課、300 万円以上は工事検査主幹において行うものとする。

3 工事完了確認検査の依頼にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工事請負契約書
  - (2) 工事設計図書
  - (3) 工事工程写真及び完成写真
  - (4) 第3条第2項第2号に係る建設工事にあつては、建築基準法第7条第5項により  
建築主事等が交付する検査済証
- 4 技術審査担当課及び工事検査主幹は、工事完了確認検査に必要があると認めるときは、補助事業者等に前項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成18年3月5日より施行する。

この要綱は、平成25年9月1日より施行する。